

## 損傷、劣化状態の確認・判断基準等について

### 1 確認方法

煙突用石綿断熱材の損傷、劣化状態の確認は、煙突上部（排出口）からファイバースコープ等を使用した煙突内部全体を撮影した動画等により、行うものとする。

### 2 損傷、劣化状態の判断基準

損傷、劣化状態の判断基準は以下のとおりとする。

損傷、劣化状態		断熱材の剥落	定義
I	著しい損傷	あり	断熱材やライナー材が著しく損傷しており、ボイラーの稼働に支障をきたしている。
II	著しい劣化	一部あり	断熱材やライナー材の剥落が一部認められ、劣化が著しい。
III	劣化	一部あり/なし	断熱材やライナー材の剥落は一部認められ、多少劣化している。又は、剥落をはっきりとは確認できないものの、全体的に劣化している。
IV	一部劣化	なし	断熱材やライナー材の剥落が認められないものの、一部劣化している。
V	通常		断熱材やライナー材の剥落がなく、劣化が認められない。

### 3 点検に際する注意事項等

- (1) 点検は、ボイラー等の使用を停止した状態で、また、高所作業が必要な場合には安全帯の着用を徹底や適切な足場の設置など、安全面を考慮した上で行うこと。
- (2) 必要に応じて下部点検口において剥落物等を確認する際には、労働者のばく露防止措置や環境中への飛散防止措置を取るなど、剥落物等が飛散しないように慎重に確認するものとする。
- (3) 点検を行う際は、点検を行う者がばく露しないよう、呼吸用保護具及び保護衣を着用することとし、また、定性分析等を除き、周辺環境に飛散させないよう、断熱材には一切触れないこと。呼吸用保護具は粒子捕集効率 95.0%以上とする。